

一般社団法人日本 I H E 協会

運営委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本 I H E 協会(以下「当法人」という)会則第16条の目的達成のため設置する運営委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 運営委員会は当法人理事会の議決を経て設置し、会則第16条によって組織され、当協会の定常的な業務の運営に責任をもつ。

(選任)

第3条 運営委員長は会則第17条により選出し、理事長が委嘱する。

2. 運営委員会の委員は当法人社員の推薦を受けた者の中から理事会の承認を得て選出される。
3. 運営委員長及び委員に都合あるときは理事長の承認を得て、代理人に委任することができる。
4. 運営委員長は必要に応じて副委員長を委員の中から、委員の承認を得た上で選任することができる。
5. 事務局は運営委員会委員長、副委員長、委員の選出後速やかに就任承諾書を発行し就任の承諾を得なければならない。また委嘱状、承諾書を適切に保管しなければならない。さらに委員名簿を作成し、適切に保管、更新しなければならない。

(分科会)

第4条 運営委員長は、会則第19条により総務部会を設置することができる。

(会議)

第5条 運営委員会は必要のつど開催し当協会の運営に関する事項を検討し決議する責任と権限を持つ。

2. 運営に関する事項とは、契約に関する議決、事業計画の策定、年度予算の検討および承認とその執行状況の把握、成果の確認と進捗状況の把握、事

業遂行の課題およびその対策、対外関係の調整、取り組み領域の採否に関する議決、会員の入会・退会に関する審議、当協会運営施策の検討、広報戦略の検討、理事会の開催と審議事項の検討、総会の開催と審議事項に関する議決、などをいう。

3. 運営委員会の招集は委員長が行う。ただし、運営委員長は事務局にこれを依頼することができる。
4. 運営委員会の議題は会議の招集に同期して委員に知らせる。運営委員長は、総務部会に事前に議題の検討を指示できる。
5. 運営委員会において配布される資料は、会議が開催される二日前までに事務局に提出する。これが不可能な場合には資料の配布を求める委員が必要な部数用意し当日に配布する。
6. 事務局は運営委員会審議の議事録の作成を行う。議事録においては特に決定事項とその担当者については明記すること。
7. 事務局は審議終了後、議事録と審議に参照した資料とを運営委員会ファイルに適切に保管する。

(委嘱期間)

第6条 運営委員長の委嘱期間は原則として2年とする。

2. 運営委員長の委嘱期間は、原則二期までとするが、委員会の決議により延長することができる。

(辞任)

第7条 運営委員長及び委員が都合により任期前に辞任しようとするときは事前に理事会に報告し、後任の選出を依頼しなければならない。

附則

1. 本規定の変更は理事会において承認後、社員総会に報告する。
2. 本規定は平成19年3月9日から施行する。